スリランカ民主社会主義共和国	平成十二年九月八日	平成十二年十月八日	平成十二年十月八日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十二年九月十二日	平成十二年十月十二日	平成十二年十月十二日
リビア	平成十二年九月二十五日	平成十二年十月二十五日	平成十二年十月二十五日
リトアニア共和国	平成十三年二月二日	平成十三年三月四日	平成十三年三月四日
ペルー共和国	平成十三年七月六日	平成十三年八月五日	平成十三年八月五日
モナコ公国	平成十三年十月十六日	平成十三年十一月十五日	平成十三年十一月十五日
マルタ共和国	平成十三年十一月十一日	平成十三年十二月十一日	平成十三年十二月十一日
ベリーズ	平成十三年十一月十四日	平成十三年十二月十四日	平成十三年十二月十四日
パラオ共和国	平成十三年十一月十四日	平成十三年十二月十四日	平成十三年十二月十四日
キューバ共和国	平成十三年十一月十五日	平成十三年十二月十五日	平成十三年十二月十五日
アルバニア共和国	平成十四年一月二十二日	平成十四年二月二十一日	平成十四年二月二十一日
エストニア共和国	平成十四年三月八日	平成十四年四月七日	平成十四年四月七日
タジキスタン共和国	平成十四年五月六日	平成十四年六月五日	平成十四年六月五日
ルワンダ共和国	平成十四年五月十三日	平成十四年六月十二日	平成十四年六月十二日
ラオス人民民主共和国	平成十四年八月二十二日	平成十四年九月二十一日	平成十四年九月二十一日
カーボヴェルデ共和国	平成十四年九月十日	平成十四年十月十日	平成十四年十月十日
モルドバ共和国	平成十四年十月十日	平成十四年十一月九日	平成十四年十一月九日
ラトビア共和国	平成十四年十一月十四日	平成十四年十二月十四日	平成十四年十二月十四日
トンガ王国	平成十四年十二月九日	平成十五年一月八日	平成十五年一月八日
モザンビーク共和国	平成十五年一月十四日	平成十五年二月十三日	平成十五年二月十三日
タンザニア連合共和国	平成十五年一月二十二日	平成十五年二月二十一日	平成十五年二月二十一日
コスタリカ共和国	平成十五年一月二十四日	平成十五年二月二十三日	平成十五年二月二十三日
マーシャル諸島共和国	平成十五年一月二十七日	平成十五年二月二十六日	平成十五年二月二十六日
赤道ギニア共和国	平成十五年二月七日	平成十五年三月九日	平成十五年三月九日
ウルグアイ東方共和国	平成十五年三月四日	平成十五年四月三日	平成十五年四月三日
スワジランド王国	平成十五年四月四日	平成十五年五月四日	平成十五年五月四日
ミャンマー連邦共和国	平成十六年六月四日	平成十六年七月四日	平成十六年七月四日
ニウエ	平成二十一年六月二十二日	平成二十一年七月二十二日	平成二十一年七月二十二日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十五年九月二十四日	平成二十五年十月二十四日	平成二十五年十月二十四日
ベトナム社会主義共和国	平成二十六年一月九日	平成二十六年二月八日	平成二十六年二月八日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十六日	平成二十七年一月十五日	
ザンビア共和国	平成二十八年十月十七日	平成二十八年十一月十六日	
ナミビア共和国	平成二十八年九月二日	平成二十八年十月二日	

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。

スロベニア共和国　平成四年七月六日
ボスニア・ヘルツェゴビナ　平成五年九月一日
セルビア共和国　平成十三年三月十二日
クロアチア共和国　平成十五年九月二十三日

平成二十九年二月七日　外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第五号

重要無形文化財義太夫節三味線の保持者宮崎君子（鶴澤友路）（平成十年文部省告示第百三号）は、平成二十八年十二月十三日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財義太夫節三味線の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月七日　文部科学大臣　松野　博一

○文部科学省告示第六号

重要無形文化財土佐典具帖紙の保持者濵田幸雄（平成十三年文部科学省告示第百二十六号）は、平成二十八年十月三十一日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財土佐典具帖紙の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月七日　文部科学大臣　松野　博一

○文化庁告示第十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第七十八条第三項に基づき告示する。

平成二十九年二月七日　文化庁長官　宮田　亮平

登録番号	登録年月日	著作者の実名	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、五二三号の一	平成十八年六月三十日	ハローワーク	参加型読み聞かせのオリジナル手法	平成二十八年五月二十五日	言語の著作物
第三七、五二五号の一	平成二十八年六月三十日	許田久雄　東京都足立区島根三―一―十六	くれよんのはな	平成二十八年五月二十五日	言語の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成十八年八月十四日に旅に行きたいな！の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

許田久雄　東京都足立区島根三―一―十六

右登録の原因

この著作物は、平成二十八年五月二十五日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

田口智子　千葉県市原市ちはら台東四―六―二十三